

日 銀 業 第 1 5 0 号
2 0 2 1 年 3 月 3 0 日

国債振替決済関係事務についての

日銀ネット利用先

御中

日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債振替決済関係事務）」の一部
改正に関する件

規程整備の観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2021年4月1
日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債振替決済関係事務）」
中一部改正

- 第1編Ⅱ. 3. の（注11）中、「所得税法第225条第1項第1号」を「所得税法第225条第1項第1号または第8号」に改める。